

手話言語法（仮称）の早期制定を求める要望意見書

手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい聾者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係をはぐくみ、人として成長していくために必要不可欠な言語であります。

一見すると、手話は、日本語を手指の動きや表情にかえて表現していると思われることが多いですが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有しています。

2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した障害者の権利に関する条約第2条において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところでもあります。

また、2011年8月に改正された障害者基本法の第3条には、すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められており、手話は言語に含まれることが明記をされたところでもあります。

さらに、同法第22条では国、地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法（仮称）を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要があると考えます。

よって、国及び関係機関におかれましては、上記の内容を踏まえ、手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】・内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長